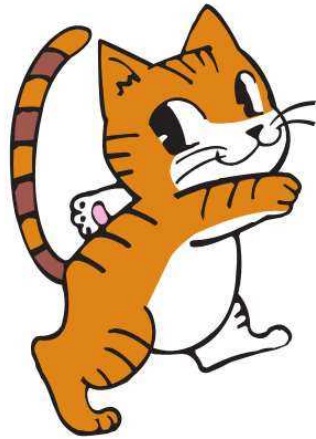


栃木県 猫の適正飼養ガイドライン



動物愛護指導センターのキャラクター
「あいちゃん」

栃木県

目次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	基本的な考え方・・・・・・・・	2
3	猫の分類・・・・・・・・	2
	（１）飼い猫	
	（２）飼い主のいない猫（野良猫）	
4	猫の習性・・・・・・・・	4
	（１）社会生活	
	（２）行動範囲	
	（３）排泄	
	（４）繁殖	
	（５）鳴き声	
	（６）マーキング行動	
	（７）グルーミング	
5	飼い猫の適正飼養・・・・・・・・	6
	（１）これから猫を飼う人へ	
	（２）猫を飼っている人へ	
	・S1 飼養頭数のコントロール（不妊去勢手術）	
	・S2 終生飼養	
	・S3 所有者明示	
	・S4 室内飼養	
	○日頃からの災害への備え ～健康管理としつけ～	
6	飼い主のいない猫への係わり方とその責任・・・・・・・・	13
	（１）地域の理解など	
	（２）エサの管理	
	（３）飼い主のいない猫の世話をする場合	
	（参考）・・・・・・・・	14
	○室内飼養への移行 ～内猫にするためのポイント～	
	○猫に関する質問等	
	<関係法令等>・・・・・・・・	18

1 はじめに

動物愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守るということにあります。近年、ペットが家族の一員、パートナーとして飼われるようになり、人とペットとの関係が密接になっています。一方で、命を預かるという責任や社会に対する責任が果たされず、不適切な飼い方による飼養放棄や遺棄、近隣住民からの苦情などが無くならないことも事実です。すべての人が動物を好きとは限りません。では、その中で「人と動物の共生する社会」を実現するためには、どんなことに取り組みればよいのでしょうか。

栃木県では、平成20年3月に「栃木県動物愛護管理推進計画（以下「推進計画」という。）」を策定しました。この計画は、「人と動物の共生する社会をつくり、処分ゼロを目指す」をビジョンに、一人ひとりが動物に対する慈しみの心を持ちながら、不幸な動物を少しでも減らすことができるよう、各種事業の推進に取り組むものです。

その結果、犬・猫の引取り数や殺処分数は減少しましたが、犬に比べて猫は大きな減少はなく、中でも生まれたばかりの子猫に関しては下げ止まりの状況にあります。殺処分される猫のほとんどは、不妊去勢手術がされていなかったために生まれた子猫です。そしてこのような子猫への無責任なエサやりなどによって、さらに不幸な子猫が増えていきます。

そこで、平成26年3月に改定した「推進計画」では、猫を対象とした取組の強化が新たに盛り込まれました。このガイドラインは、「推進計画」に基づき、人と猫が共生していくための基本的なルールを示したもので、猫が好きな人や嫌いな人、関心のある人やない人、様々な考えをもった人がいる社会において、一定の共通認識、共通理解を持ってもらうことを目指して作成しました。

本ガイドラインが一人でも多くの方の目に触れ、猫を取り巻く現状と課題に関心を持っていただければ幸いです。

2 基本的な考え方

本ガイドラインは、人と猫の共生する社会の実現を目指し、次の考え方に沿って作成しました。

- 猫を排除するのではなく、命あるものとしてその尊厳を守ること
- 猫の飼い主が飼い猫を適正飼養することが前提であること
- 飼い主のいない猫（野良猫）の数を減らすこと
- 猫に関する取組を、地域環境をより良くするための取組として捉えること
- 猫が好きではない人や猫を飼っていない人の立場を尊重すること

3 猫の分類

本ガイドラインでは、猫を飼い主の有無で分類しています。

※「飼い主」とは、動物の所有者又は占有者（飼養又は保管する人）のことで、意思を持ってエサや水を継続的に与えて世話をしている人をいいます。

（１）飼い猫

特定の飼い主に飼養されている猫のことで、その飼養環境によって、「内猫」と「外猫」に分類します。

ア 内猫（うちねこ）

屋内のみで飼養されている猫のこと。

内猫は、屋内のみで飼養されているため、糞尿などで近隣に迷惑をかけることがなく、交通事故や迷子の心配がないほか、猫同士のけんかによるケガや感染（猫エイズや猫白血病など）の危険性が低いので、健康で安全に暮らすことができます。また、猫を複数頭飼養する場合は、適正な飼養環境・頭数を維持するために、不妊去勢手術が重要です。国や県では、内猫として飼養することを推奨しております。

イ 外猫（そとねこ）

屋外で生活する機会のある猫で、屋外のみで飼養されている猫や屋外に出ることもある猫のこと。

外猫の場合、飼い主が気づかぬうちに糞尿などで近隣に迷惑をかけたり、交通事故や迷子、猫同士のけんかによるケガや感染の危険性が高くなるとともに、近隣の猫に対して病気の感染源となる可能性があることを飼い主は理解し、健康で安全に暮らすための配慮をする必要があります。

また、屋外で飼い猫にエサやりをしている場合、飼い猫が食べ終わった後の片付けを行わなければ、飼い主のいない猫（野良猫）やカラスなどが集まり、近隣に対して迷惑をかけることになります。

さらに、飼い猫に不妊去勢手術をしていなければ、新たに子猫が産まれる原因となり、結果、不幸な猫が増えてしまうことになります。

(2) 飼い主のいない猫（野良猫）

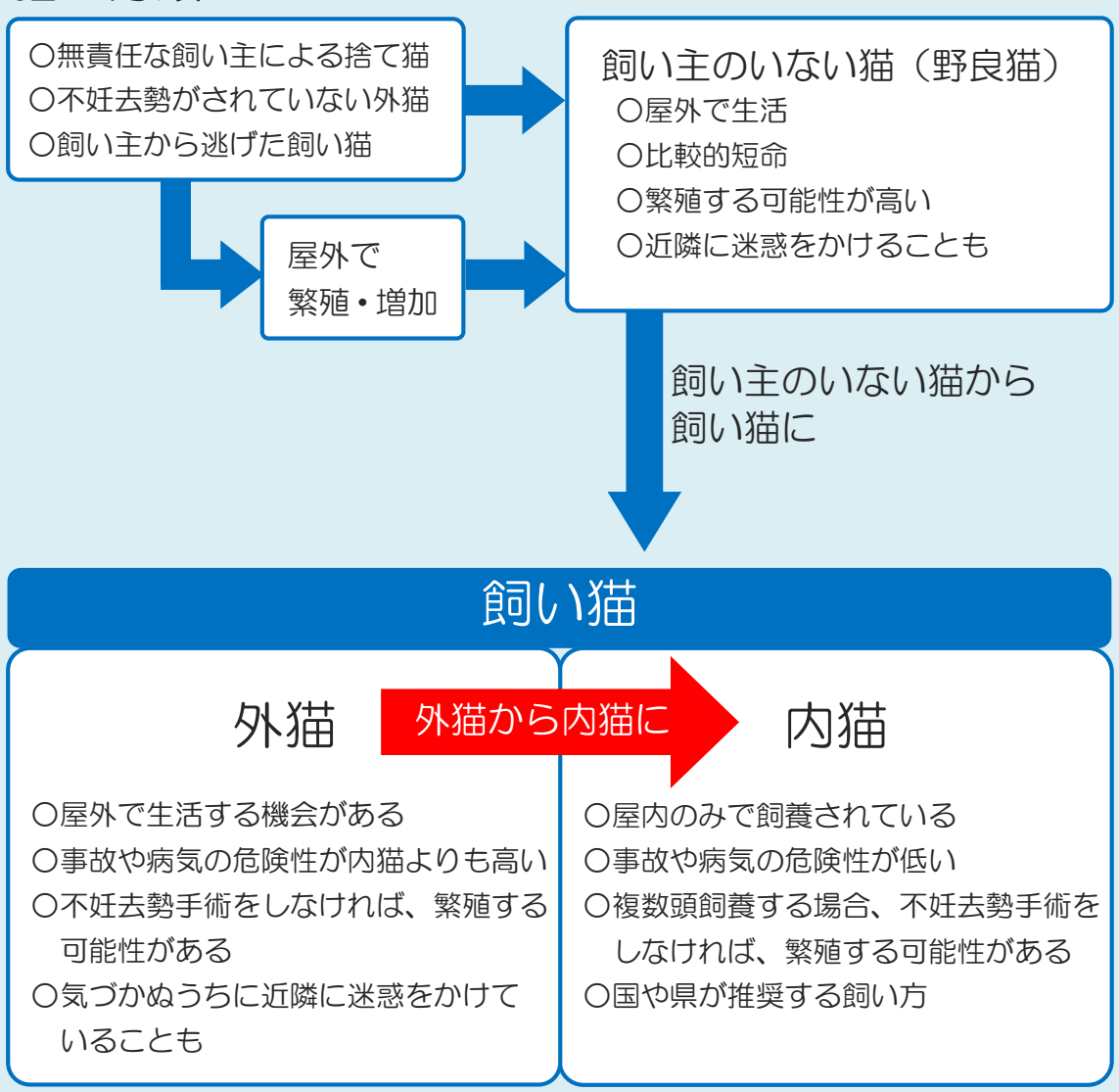
特定の飼い主が存在せず、屋外で生活する猫のこと。無責任な飼い主による「捨て猫」や「不妊去勢手術がされていない外猫」などに端を発して増えてしまったと考えられます。

屋外で生活しているため、外猫と同様に交通事故や病気に感染する可能性が高く、比較的短命です。その多くが不妊去勢手術が施されていないため、新たな野良猫が持続的に産まれる原因となっています。

また、一部の住民が継続的にエサやりや水やり等の世話をしていることがありますが、世話をしている人には所有又は占有の意思がなく、近隣への迷惑に対する責任意識が希薄な傾向にあります。

<注意>猫の分類の仕方などは、上記に限ったものではありません。

猫の分類



4 猫の習性

(1) 社会生活

一般的に単独で生活し、一定の広さの縄張りをもちます。縄張りには、寝たり食べたりするプライベートエリアと、狩猟の場であるハンティングエリアがあります。プライベートエリアに他の猫が侵入してくると、けんかになることもあります。ハンティングエリアは、他の猫との共有の場であり、顔見知りの猫同士は、けんかにはならない場合が多いようです。

縄張りは、他の猫と重複することがありますが、同じ場所であっても時間的な住み分けなどを行っています。猫の生活圏の広さは、食べ物の量と休憩場所の有無などによってきまるため、獲物が少なければ広い縄張りが必要になりますが、獲物が多ければ縄張りは狭くても十分なので、室内のみで飼養している内猫にとって問題になることはありません。また猫は高いところを好むため、立体的な空間で自由に運動ができるよう室内環境を工夫すれば、猫の室内飼養は十分可能です。

(2) 行動範囲

犬に比べて行動半径が小さく、外猫の場合は主に飼い主の家とその周辺の庭程度、内猫の場合は飼い主の家が行動範囲となります。また、メスや去勢されたオスの行動範囲は小規模で狭くなるといわれていますが、去勢していないオスは、移動距離が500m～1 km（去勢済みなら250m～500m）あり、発情期には近くにメスがいないと、メスのいるところまで遠距離の移動をすることがあります。

(3) 排泄

花壇などの柔らかい砂や土に排泄することを好み、排泄後は土や砂などで排泄物を埋めて隠す習性があります。また、排泄場所を決める習性があるため、特定の場所に排泄するようしつけることができますが、清潔にしておかないと、汚れた砂などを嫌って他の場所で排泄してしまうことがあります。

(4) 繁殖

オスは、生後6ヶ月の頃から、特徴的な鳴き声やオス猫の三大問題行動といわれる放浪やけんか、尿を壁などに吹き付ける尿スプレーが顕著となります。

メスは、生後4～12ヶ月（早い個体では4ヶ月齢で妊娠が可能）の間に最初の発情があり、一般的な発情の頻度は年に3～4回、約3ヶ月間隔で約1週間続きます。

猫は交尾によって排卵が起こるので、交尾をすれば高い確率で妊娠します。妊娠期間は約2ヶ月で、1回に3～8頭（平均5頭）の子猫を産みます。

仮に、1頭のメス猫が年4回出産し、平均5頭の子猫を産んだ場合、1年間で20頭の子猫が増えることになります。また、産まれた子猫（メス猫）も早ければ4ヶ月で妊娠が可能になりますので、さらに次の世代の猫が産まれることになります。

（５）鳴き声

子猫が母猫に甘えたり、訴えたりする鳴き声、母猫が子猫をよびよせたりする鳴き声、発情期の誘い合うような鳴き声など、猫同士のコミュニケーションの手段として使われているほか、警戒、威嚇、闘争の鳴き声などがあります。

（６）マーキング行動

猫が汗や尿などを環境中に残す行動で、自分の存在を他の猫に知らせる意味を持ち、これにより縄張りを主張したり、交配相手を探したりすることができます。

ア 尿スプレー（尿マーキング）

縄張りを主張する時や不安を感じた時などに尾を上げて柱などに尿を噴射する行動で、オスだけでなくメスでも行うことがあります。オスは去勢手術をすることで、この尿スプレーを抑制することができます。

イ 擦り付け

顔や脇腹を擦り付ける行動で、人に対しては安心や親愛の情を示していると考えられており、猫同士で擦り付けるのはコミュニケーションのひとつとなります。

ウ つめとぎ

猫に特徴的な行動で、常に伸びるつめを適当な間隔で研ぐだけではなく、生活圏につめ痕を残す視覚的マーキングと、足の裏から出る汗を残す匂いのマーキングを同時に行っています。

（７）グルーミング

全身を舐めたり、前肢で顔を洗うような行動で、皮脂腺を刺激して毛に防水性を保たせることや、暑いときの体温調節など健康を保つための基本行動でもあります。過度なグルーミングは強いストレスを感じている可能性があり、不十分なグルーミングは病気等の異常がある可能性があります。

5 飼い猫の適正飼養

(1) これから猫を飼う人へ

ペットを飼うということは、その一生について責任を持って面倒を見るということです。ペットは私たち人間と同じように命ある存在で、飼い始めたその日から、その命は飼い主にゆだねられます。

猫は20歳以上長生きすることがあり、その間、飼い主の人生に進学や就職、結婚、転居など、様々な転機があるかもしれません。また、猫も意思と感情を持ち、必ずしも飼い主の思い通りにはならず、思わぬところで近隣に迷惑をかけてしまうかもしれません。それらの変化やトラブルも、全て飼い主の責任です。

飼い主には、命を預かる責任と、社会に対する責任の両方が必要になります。猫の生態や習性を理解し、最後まで責任を持って飼い続けることができるのか、よく考える必要があります。最期まで飼えないと思ったら、飼わないことを選択することも動物愛護の考え方です。

飼う前に考える8つのポイント

- ① ペットが寿命を迎えるまで、責任を持って飼い続けることができますか？
 - ☐ 猫は15～20年以上生きることがあります。その一生に対して責任を持ち、猫が高齢になって介護や通院が必要になっても毎日欠かさず世話をすることができますか。
- ② 家族全員が賛成していますか？
 - ☐ ペットを飼うことに家族の理解・協力は不可欠です。飼い主が突然のアクシデントで世話ができなくなった時に、家族の協力を得ることができますか。
- ③ 家族の健康面で猫を飼うことに支障はないですか？
 - ☐ 家族にアレルギー体質の人がいる場合、猫の毛や排泄物などにアレルギー反応を起こす可能性があります。飼う前に医師に相談するなど慎重な判断が必要になります。
- ④ 猫を飼うことができる居住環境ですか？
 - ☐ 現在の住居が猫を飼うことができる環境であることは、必要不可欠です。現在飼える状態であっても、転居や転勤の予定がある場合は、慎重な判断が必要になります。
- ⑤ 不妊去勢手術ができますか？
 - ☐ 猫は繁殖率の高い動物で、自由に繁殖できる状況ではあっという間に増えてしまいます。不幸な命をこれ以上増やさないため、不妊去勢手術ができますか。
- ⑥ 室内飼養ができますか？
 - ☐ 猫にとって屋外には、交通事故や感染症などの危険が潜んでいます。また、飼い主の気づかぬところで近隣に迷惑をかけているかもしれません。このような危険やトラブルを回避するため、室内飼養ができますか。
- ⑦ 猫の一生にかかる費用を考えてみましたか？
 - ☐ 猫の一生に責任を持つためには、エサやトイレの砂で月々約2,000円その他、不妊去勢手術代やワクチン代など、15年で50万円以上の費用がかかります。
- ⑧ 万が一の場合を考えてみましたか？
 - ☐ 地震や洪水などの災害時や、飼い主の病気など、万が一飼えなくなった場合に備えて、代わりに飼ってくれる人を見つけておきましょう。

(2) 猫を飼っている人へ

猫が好きな人や嫌いな人、関心のある人やない人、様々な考えをもった人がいる社会において、「人と猫の共生する社会」を実現するためには、猫を飼っている一人ひとりが飼い主責任を果たすことが重要です。猫の飼い主は、「4S（エス）」（S1 飼養頭数のコントロール（不妊去勢手術）、S2 終生飼養、S3 所有者明示、S4 室内飼養）で適正飼養をしましょう。

S1 飼養頭数のコントロール（不妊去勢手術）

猫は繁殖力の高い動物で、1年間に20頭以上増えることもあります。本県に限らず全国的に、不幸にも殺処分される動物の多くは、産まれたばかりの子猫です。これ以上不幸な命を増やさないためにも、不妊去勢手術をしましょう。

メス猫の不妊手術のメリット

- ① 発情・妊娠・出産による肉体的な負担が軽減する
- ② 乳腺腫瘍や卵巣嚢腫、子宮蓄膿症などの病気を予防する
- ③ 交尾に伴う感染症（猫白血病など）を予防する
- ④ 尿スプレーや異常な鳴き声などの問題行動を抑制する

オス猫の去勢手術のメリット

- ① オス猫の三大問題行動（放浪、けんか、尿スプレー）を抑制する
 - ・屋外への脱出・放浪による交通事故や感染症を予防する
 - ・けんかが原因で感染する感染症（猫エイズなど）を予防する
 - ・オス猫特有の尿の異臭を軽減し、尿スプレーを抑制する
- ② 精巣の病気（精巣炎や腫瘍）や交尾に伴う感染症（猫白血病など）を予防する
- ③ 性格が穏やかになり飼いやすくなる

S2 終生飼養

飼い主は、命を預かる者として、猫の生態や習性等を十分理解し、健康と安全に気を配り、その命を終えるまで適正に飼養する責任があります。やむを得ず飼えなくなった時は、新しい飼い主を探してください。

動物の遺棄・虐待は犯罪です！！

動物の愛護及び管理に関する法律では、動物の遺棄や虐待行為について、以下のとおり規定しています。

【遺棄】

犬や猫などの愛護動物を遺棄した者は、100万円以下の罰金が科せられます

捨てられてしまった動物は、食べ物も得られず衰弱して死んでしまったり、交通事故に遭ったりします。また、住居や庭を荒らすなど、迷惑な存在として認識されることもあります。捨てられても自由に生きていけるだろう、という考えは間違っています。

【虐待】

犬や猫などの愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、100万円以下の罰金が科せられます

※平成28年3月現在

S3 所有者明示

たとえ内猫であっても、雷や花火などの大きな音や、地震や台風などの災害が発生した時にパニックになって、開いていた扉から逃げ出してしまう、行方不明となってしまうケースがあります。万一来て備えて、日頃から迷子札やマイクロチップ等の所有者明示をしましょう。

首輪や迷子札には飼い主の名前と連絡先などを記入し、首輪を装着するときは、引っかかりを防止するために、力が加わると外れる安全首輪を使用するといいいでしょう。また、記入した連絡先などが時間の経過とともに読めなくなったり、首輪が外れてしまったりすることがあるため、マイクロチップも併せて装着するようにしましょう。

マイクロチップとは

○直径 2mm、長さ 12mm 程度の円筒形で、外側に生体適合ガラスを使用した電子標識器具です。

○マイクロチップには 15 桁の数字が記録されており、この番号を専用のリーダー（読取器）で読み取ることによって、個体識別が可能となります。

○安全性の高い動物の個体識別方法として、ヨーロッパやアメリカなど世界中で広く使用されています。

マイクロチップの写真
（実物大）



どうやって装着するのか

○獣医師が専用の注射器を使って埋め込みます。猫は生後4週齢頃から埋め込むことができ、痛みは普通の注射と同じくらいだといわれています。

○施術費用は、動物の種類や動物病院によって異なりますが、猫の場合では数千円程度です。詳しくは、かかりつけの動物病院に相談しましょう。

○マイクロチップは装着するだけでは意味がありません。必ずマイクロチップのデータ登録窓口にマイクロチップ番号や飼い主情報などの登録手続きを行ってください。

S4 室内飼養

室内飼養は猫本来の自由な行動を妨げ、欲求不満やストレスの原因となり、猫にとってかわいそうだ、と考える人もいますが、猫は十分なエサが得られれば特に広い生活空間を必要とせず、安全でストレスが発散できる環境などを整えれば、室内のみで飼養することができます。

また、猫を室内で飼養すれば、猫の健康と安全を守れるばかりでなく、猫と共に過ごす時間と触れ合う機会も増え、猫との繋がりもより親密になります。

室内飼養のメリット

- ① 交通事故にあう危険がない
- ② 感染症にかかる危険が少ない
- ③ 望まない妊娠が少なくなる
- ④ 迷子になることがない
- ⑤ 近隣とのトラブルが少なくなる

外猫と比べて内猫は長寿になる

室内飼養の留意事項

- ① 不妊去勢手術をする
 - 発情等に伴うストレスや問題行動を抑制します
- ② 常に清潔なトイレを用意する
 - 猫の飼養頭数+1が理想ですが、最低でも猫のグループ数+1は用意し、1日に2回は糞尿を掃除しましょう
- ③ 上下運動や動き回れる空間を設ける
- ④ 外を眺める場所を設ける
- ⑤ コミュニケーションをとる
 - 室内飼養では猫が退屈しやすいというデメリットがあります
 - できる限り飼い主がコミュニケーションをとりましょう
- ⑥ 過ごしやすい環境をつくる（日光浴できる場所や隠れる場所など）
- ⑦ 室内の危険物を取り除く（ほとんどの観葉植物は猫の食中毒の原因となる）
- ⑧ つめとぎを用意する

日頃からの災害への備え ～健康管理としつけ～

災害はいつ起こるかわかりません。災害に備え日頃からの健康管理としつけをしておきましょう。猫のしつけとは、周りの人に迷惑をかけないようにして、猫も人も快適に暮らせるよう猫を馴らすことです。災害時の同行避難や一時的に誰かに預ける際などに、猫のストレスを減らすことにもつながります。

○ 健康管理

1 各種ワクチンの接種や寄生虫の予防・駆除

災害時に同行避難をした場合、環境の変化によって猫自身にもストレスがかかり、病気のリスクが高まります。更に、他の動物と同じスペースで過ごすことで動物同士の感染症の恐れもあります。日頃から健康状態に注意し、ワクチン接種や寄生虫の予防・駆除を忘れずに行いましょう。寄生虫は体内の虫（回虫などの内部寄生虫）だけではなく、体外の虫（ノミ、ダニなどの外部寄生虫）についても対策が必要です。予防駆除をしていないと、他の動物・飼い主に迷惑をかけることがあります。

2 つめ切り、ブラッシング、体を清潔に保つ

猫の日々のケアとして、猫のつめ切りやブラッシングをできるようにしておくといいでしょう。猫のつめが伸びすぎてしまうと人間にとっても危険です。つめ切りができれば周りの人への迷惑が少なくできます。また、猫の好みのつめとぎ器を用意して、猫がつめとぎができる場所を作りましょう。

ブラッシングは脱げ毛をとるだけでなく、人に触られる練習になります。飼い主だけでなく、他の人でもできるようになるとよりよいでしょう。

○ しつけ

1 キャリーバッグやケージに入ることを嫌がらない「キャリートレーニング」

キャリーバッグ（ケージ）の中でもおとなしく落ち着いていられるように、普段から慣らしておきましょう。避難所など慣れない環境でも、慣れ親しんだ場所があることは、猫の心を落ち着けるとともに、飼い主にとっても猫を管理しやすくなります。

外出時だけ猫をキャリーバッグに入れるのではなく、普段から部屋に置き、休めるスペースとして開放しておくといよいでしょう。

キャリーバッグに入れることは、避難の際にも避難所でも必ず役に立ちます。

2 人やほかの動物を怖がらないこと

猫を室内で飼養していると、飼い主以外の人やほかの動物に出会う機会が減ります。しかし同行避難の際には、知らない人や動物に接しないわけにはいきません。

子猫の「社会化期（生後2～8週齢くらい）」は、さまざまな経験を通して猫同士

のルールや人やほかの動物とのつきあい方を学び、いろいろなことを受け入れられるようになるにはとても良い時期です。子猫にとって「良い経験」「楽しい経験」をたくさんさせることが重要です。成猫の場合も無理強いせず、少しずつ飼い主以外の人やほかの動物に馴らす機会を作りましょう。

3 猫用トイレで排泄ができること

猫は砂のあるところに排泄するので、その習性を利用した条件を満たすトイレを用意すれば、比較的簡単に覚えさせることができます。トイレの形状や砂の材質などは猫によって好みがあるので、その猫に合ったものを用意しましょう。初めは排泄しそうなタイミングを見て、トイレに誘導しましょう。もし失敗しても叱らないようにします。叱られたことで不安を感じ、ますます排泄の失敗につながってしまうこともあります。

猫はきれい好きなので排泄物をすぐ片付け、排泄できる環境を整えましょう。

災害時に備え持ち出し品を準備しておきましょう

避難所には人に対する準備はされていますが、ペットの備えはされていない可能性があります。ペットのために、「持ち出し品」をすぐに持ち出せるよう、まとめておきましょう。

- ① 飲料水・エサ（5日分以上）
- ② 処方食・療法食、処方薬・医薬品
- ③ ケージ、予備の首輪・ハーネス・リード、キャリーバッグ
- ④ 食器
- ⑤ ガムテープ（ケージの補修などいろいろな用途に使えます）
- ⑥ 猫の砂（使い慣れた素材）・新聞紙、排泄物の処理用具、トイレトレー
- ⑦ タオル、ブラシ、つめ切り
- ⑧ 洗濯ネット
- ⑨ 使い慣れたおもちゃ

※ 上の生活用持ち出し品の他、飼い主の連絡先、ペットと飼い主と一緒に写っている写真、既往歴・健康状態・ワクチン接種のわかるもの、かかりつけの動物病院など、飼い主や動物の情報がわかるものも用意しておきましょう。

6 飼い主のいない猫への係わり方とその責任

近年、本県では猫に関する相談が増え、平成 26 年には犬に関する相談件数を超えました。飼い主のいない猫で問題になっている原因の多くに、地域内でゴミの管理が不十分な場合や「かわいそう」だからという理由で安易にエサだけ与えられている場合など、何らかの形で人との係わりがあると考えられます。

その一方で、猫は「動物の愛護及び管理に関する法律」によって愛護動物とされており、みだりに殺したり傷つけたりすることは禁じられ、当県でも殺処分を目的とした捕獲、収容はしていません。

(1) 地域の理解など

飼い主のいない猫の問題を解決するためには、「猫」だけの問題ではなく、「地域の環境問題」としてとらえ、その地域の中でルールとマナーを決め、猫を好きな人も嫌いな人も納得しながら共生できる方法を話し合うことが大切です。

「猫」によるトラブルをなくし、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくまでの過渡的な対策の一つに、飼い主のいない猫を地域で管理（不妊去勢、トイレ、エサなど）する方法もありますが、地域住民の理解と協力が必要となります。

(2) エサの管理

エサがあると猫はどんどん増えていきます。まずは、地域の中で猫のエサ場になる場所がないかを確認してください。ゴミを出す曜日や時間を守り、ネットをかけて猫がゴミを荒らせないようにしたり、飼い猫のエサをとられないように管理することなどを徹底します。

(3) 飼い主のいない猫の世話をする場合

地域には、猫を好きな人、猫の行動で困っている人、特に問題とっていない人など、様々な考え方の人がいます。飼い主のいない猫の世話をする場合、地域住民の理解を得ることが不可欠です。

自分では「かわいそう」だからという理由で安易にエサを与えても、周りの方からみれば、その人が飼い主です。エサを与えるのであれば、飼い主としての自覚と責任を持ってトイレの管理や不妊去勢手術など猫の管理をし、終生飼ってあげましょう。

まずは、必ず不妊去勢手術をしましょう。手術を行わないまま猫にエサだけ与えていると、どんどん増えてしまい適切な管理もできなくなり、不幸な命を増やすばかりでなく、周辺住民の理解も得られなくなります。もちろんトイレも設置し管理も行いましょう。

飼い主のいない猫は、交通事故や感染症の危険といつも隣り合わせです。「かわいそう」だけど飼えない場合は、無責任にエサを与えるのではなく、できるだけ新しい飼い主を探すようにしましょう。

(参考)

室内飼養への移行 ～内猫にするためのポイント～

外猫は、自分の生活圏としている家の周囲を、毎日巡回して見張っています。急に室内飼いにすると、猫にとっては、この日常生活が突然絶たれてしまうこととなります。室内に閉じ込められてしまうのは、かなりのストレスとなり、外へ出たいとせがみ、隙があればドアをこじ開けてでも外へ出ようとしてしまいます。そのため外猫を内猫にするのには徐々に切り替える必要があります。

○ 外猫を内猫にする方法

1 引っ越しをする方法

飼い主の引っ越しで、猫の生活圏が全く変わってしまう場合は室内飼いに切り替えやすいタイミングです。これまでの生活圏と切り離されてしまうと、猫が巡回したい生活圏ではないので、巡回することをあきらめます。

引っ越し先で、猫を外へ出さずに飼養し、室内のみが猫の生活圏となれば、猫は外へは出ていかず、室内だけで生活するようになります。こうなると、「外」が猫にとっては知らない場所、怖い場所となるので、猫は危険を冒してまで外へ出ていくことはほとんどありません。

2 徐々に室内に慣らす方法

猫は空腹になると、エサをもらえる場所に戻ってきます。一度にたくさんエサを与えると、空腹になるまで長い時間外にいてなかなか戻ってきません。できるだけ少量ずつ室内でエサを与えることで、猫が空腹になるまでの時間を短くし、エサを食べに室内に戻る時間を長くしましょう。

また、近所でエサをもらっている場合には、近所の方にエサを与えないよう協力をしてもらうことが必要となります。

3 室内が楽しくなる工夫をする

室内に上下運動できる環境や、猫の捕食行動を満足させるようなおもちゃなど、猫本来の行動様式を発現できるものを用意して、猫が室内でも満足できる工夫をしましょう。

4 ケージに入れて室内に慣らす方法

不妊去勢手術のタイミングに、ケージ飼いをスタートし、外へ出さないようにしてみましょう。この場合、広さよりも高さを優先したケージを用意し、ケージ内でエサもトイレも済ませられるようにして、室内に慣れるまでは、猫をケージから出さない努力をしましょう。飼い主の忍耐が必要となります。

5 室内への移行が難しい場合

飼い主が、猫をどうしても外へ出したい場合は、「猫用の」ハーネスとリードを適切に装着したうえで、逃げられないように注意して散歩させましょう。室内飼いが無理な場合は、バルコニー等を網で囲い、室内と自由に出入りできるようにしたり、金網や網で囲った猫小屋（アウトドアキャッテリー）を設けて飼養する方法もあります。

○ 飼い主のいない猫を内猫にする方法

1 子猫の場合

① ケージで管理する

子猫が動き回れるくらいのスペースがあるケージかキャリーケースを使用して静かな狭い小部屋へ置きましょう。

エサ、水、猫用トイレは入れておきますが、はじめの2日くらいは猫に触らず話しかけるだけにしましょう。

② タオル越しに触る

子猫の後方から近づき上からタオルをそっとかけて抱き上げ、頭や体を優しくなで、穏やかな声で話しかけ、人に慣れるようにして、ケージの中へそっと戻すことを繰り返しましょう。

③ 小部屋で放す

約1週間ほど②を行って、子猫が人に慣れてきたら、ケージの扉を開放して小部屋へ放して育てましょう。まだ慣れていない子猫は、ケージ飼いのまま②を継続しましょう。

2 警戒心の強い成猫の場合

① 猫がひとりで静かに落ち着ける場所を作りましょう。ケージや狭い部屋で管理したり、部屋の隅に大きな箱などを用意しましょう。

② 猫のいる部屋へ乱暴に入ったり、猫に無理に近づかないようにしましょう。

→ 静かな声で猫に自分の存在を知らせてから部屋へ入り、エサを与えて猫の近くに座りましょう。猫の方から近づいてきてくれればあと一歩です。

③ あまり触りすぎたり、抱き上げたりしないようにしましょう。

猫に信用されて、触ることができるようになるまで数日から数週間、猫によっては長期間かかります。気長に猫の警戒心を取っていきましょう。

猫に関する質問等

Q 猫は放し飼いしても良いのか

A. 犬は狂犬病予防法や県の条例で係留して飼うことが決められていますが、猫にはそのような規定がないので、放し飼いしていることだけで法律違反になるわけではありません。しかし、放し飼いされている猫は常に交通事故や感染症の危険にさらされ、また、近隣宅で糞をしたり車や植木を傷つけるなど近隣トラブルの原因にもなり、飼い主は損害に対する責任を負うことになります。県では、地域内の人と猫がより良い関係を継続するためにも、室内飼いを推奨しています。

Q 猫が庭に来て糞をして困っている。来ない方法はないか

A. 以下のような方法を試してみてください。一つの方法では効果が薄い場合には、複数の方法を併用してみてください。

- ・ゴミの管理を徹底し、猫に荒らされないようにする。
- ・物理的に猫が入れないように網やネットなどで穴やすき間などの進入路を塞ぐ。
- ・猫は水を嫌うので、通り道、糞をする場所にまめに水を撒く。
- ・猫は臭いのする物質が身体につくのを嫌うので、庭の猫が来る場所にミントやレモングラスなどのハーブ類を植える（キャットニップは不可）。
- ・市販の猫用忌避剤、酢、木酢液などを散布する。特に、糞等をしている場所には臭いが残っているため、濃いめに薄めた塩素系漂白剤や食酢等の強い臭いでマスキングすると良いといわれています。なお、金属の腐食や植物への影響も注意して散布するものと場所を考えましょう。
- ・市販されている超音波発生器（センサーが猫をキャッチすると、猫が不快に感じる超音波を発する機器）などの猫よけグッズを使用する。

Q 猫（子猫）が家に迷い込んできた。引き取って欲しい

A. 猫は放し飼いが禁止されているものではないため、放れている猫がいても、飼い主がいまいかどうか判断できません。また、捕獲に関する規定もありませんので、行政では、処分を目的とした猫の捕獲は行っていません。

「自分では移動できなさそうな子猫が庭にいる。捨てられたに違いないから収容してほしい。」という場合もありますが、親猫が引っ越しの最中の可能性もあります。その場合は、人が触ると親猫が育児を放棄してしまう可能性がありますので、しばらく様子を見てください。

事故等によりそのまま放置すると死んでしまうような猫がいて、すぐに飼い主が分からない場合には、緊急的に保護することがありますが、元気になったら元の場所に戻しています。

Q 野良猫が多い地域で子猫が毎年産まれて困っている

A. エサがあると野良猫はどんどん増えます。エサになるものが置いてあったり、エサをあげている人はいませんか？ゴミがエサになっている場合は地域で対策を取りましょう。また、エサをあげている人がいて猫が集まっている場合は、そのエサをあげている人に対して、栃木県動物愛護指導センター（以下「動愛センター」という。）から近隣の人困っていることを伝えることはできます。

Q 飼い猫が子猫を産んでしまった。動愛センターで引き取って譲渡してもらいたい

A. 望まない繁殖で増えてしまった猫は、行政では引き取ることはできません。飼い主の責任で終生飼養するか、新しい飼い主を探してください。

動愛センターで譲渡している子猫は、一定の条件のもとで殺処分を前提として行政が引き取った猫のうち、譲渡できるまで育てたほんの一部の猫です。その裏には数百匹の子猫が殺処分されている現状があります。このような不幸な命をなくすためにも、不妊去勢手術をしましょう。

Q 猫がいなくなってしまった。どうすればよいか

A. 動愛センター、警察、市役所（町役場）に連絡をしてください。動愛センターでは「猫を預かっています」との情報が入ったり、負傷した猫が収容されることがあります。

それ以外には、地域の動物病院やペットショップ、スーパー、公民館、駅の掲示板など、人の目につきやすい所にチラシを貼ったり、新聞に掲載するのも効果があると聞いています。チラシを貼る場合は、必ずその場所の管理者の許可をとりましょう。

戻ってきたら迷子になっても飼い主がわかるように「所有者明示」（9ページ参照）をしましょう。

Q 野良猫への無責任なエサやりを禁止してもらいたい

A. エサを与えている人に、猫の糞等で近隣住民が困っていることをお伝えし、アドバイスすることはできますが、強制的に禁止することはできません。住民同士がお互いの一方的な主張だけぶつけ合い、感情的な対立となっても解決しないだけでなく、被害が拡大していく恐れもあります。自治会等でよく話し合い、エサを与えている人、困っている人、関心のない人がそれぞれの立場を尊重し、信頼関係を築きながら解決方法を考えていくことをお勧めしています。

Q 猫には狂犬病予防注射がないから、病気になるまで動物病院に行かなくても良いか

A. 人間にはうつりませんが、猫には猫エイズや猫白血病などの感染症があります。愛猫の健康を守るためにも、室内飼いはもとより、かかりつけの動物病院での定期的なワクチン接種や健康診断が重要です。

なお、狂犬病は猫も人も含め、全てのほ乳類がかかり、感染して発症するとほぼ100%死亡します。ただし猫は、犬科の動物のように猫の間で流行することは無いといわれています。

Q 猫に咬まれてしまった。

A. 犬や猫の口腔内には、感染症の原因となる病原体（菌）を持っている場合があります。

咬まれたり引っ掻かれたりしたときは、傷口に付着した菌を流し去るように石けんと流水でよく洗い、傷の程度によっては、消毒液を塗布するなどしてください。また、深い傷の場合など、状況に応じて医療機関を受診してください。

<関係法令等>

○動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

（昭和48年10月1日法律第105号）

最終改正：平成26年5月30日法律第46号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

（基本原則）

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

第三章 動物の適正な取扱い

第一節 総則

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるように努めなければならない。

第四節 周辺の生活環境の保全等に係る措置

第二十五条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 3 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

第四章 都道府県等の措置等

(犬及び猫の繁殖制限)

第三十七条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

- 2 都道府県等は、第三十五条第一項本文の規定による犬又は猫の引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

第六章 罰則

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

- 2 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、百万円以下の罰金に処する。

- 3 愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。

- 4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

○動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（抜粋）

（平成18年1月20日環境省令第1号）

最終改正：平成27年5月28日環境省令第23号

（周辺の生活環境が損なわれている事態）

第十二条 法第二十五条第一項 の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態とする。

- 一 動物の飼養又は保管に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音
- 二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気
- 三 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛
- 四 動物の飼養又は保管により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

（虐待のおそれがある事態）

第十二条の二 法第二十五条第三項 の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であって、当該事態を生じさせている者が、都道府県の職員の指導に従わず、又は都道府県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。

- 一 動物の鳴き声が過度に継続して発生し、又は頻繁に動物の異常な鳴き声が発生していること。
- 二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により臭気が継続して発生していること。
- 三 動物の飼養又は保管により多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が発生していること。
- 四 栄養不良の個体が見られ、動物への給餌及び給水が一定頻度で行われていないことが認められること。
- 五 爪が異常に伸びている、体表が著しく汚れている等の適正な飼養又は保管が行われていない個体が見られること。
- 六 繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。

○家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（抜粋）

平成14年環境省告示第37号

最終改正：平成25年環境省告示第82号

第1 一般原則

- 1 家庭動物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の健康及び安全を保持しつつ、その生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等をその命を終えるまで適切に飼養（以下「終生飼養」という。）するように努めること。
- 2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないように責任をもって飼養及び保管に努めること。
- 3 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該家庭動物等の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化や飼養する動物の寿命等も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないように努めること。

第3 共通基準

1 健康及び安全の保持

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理に応じた必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。

- (1) 家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に餌(エサ)及び水を給与すること。
- (2) 疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置が講じられるようにすること。みだりに、疾病にかかり、又は負傷した動物の適切な保護を行わないことは、動物の虐待となるおそれがあることを十分認識すること。また、家庭動物等の訓練、しつけ等は、その種類、生態、習性及び生理を考慮した適切な方法で行うこととし、みだりに、殴打、酷使すること等は、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。
- (3) 所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理を考慮した飼養及び保管のための施設（以下「飼養施設」という。）を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。

2 生活環境の保全

- (1) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。

- (2) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等を、みだりに、排せつ物の堆積した施設又は他の動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養及び保管することは虐待となるおそれがあることを十分認識し、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生動物の発生の防止を図り、周辺の生活環境の保全に努めること。

3 適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺の生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。また、適切な管理を行うことができない場合、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。

4 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

5 動物の輸送

所有者等は、家庭動物等の輸送に当たっては、次の事項に留意し、動物の健康及び安全の確保並びに動物による事故の防止に努めること。

- (1) 家庭動物等の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選択するとともに、輸送時においては必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。
- (2) 家庭動物等の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法をとるとともに、輸送に用いる容器等は、動物の安全の確保及び動物の逸走を防止するために必要な規模及び構造のものを選定すること。
- (3) 輸送中の家庭動物等に適切な間隔で給餌及び給水するとともに、適切な温度、湿度等の管理、適切な換気の実施等に留意すること。

6 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

- (1) 所有者等は、その所有し、又は占有する家庭動物等と人に共通する感染性の疾病について、動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得ることなどにより、正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなどの予防のために必要な注意を払うことにより、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。
- (2) 家庭動物等に接触し、又は家庭動物等の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分行い、必要に応じ消毒を行うこと。

7 逸走防止等

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の逸走の防止のための措置を講ずるとともに、逸走した場合には、自らの責任において速やかに捜索し捕獲すること。

- (1) 飼養施設は、家庭動物等の逸走の防止に配慮した構造とすること。
- (2) 飼養施設の点検等、逸走の防止のための管理に努めること。
- (3) 逸走した場合に所有者の発見を容易にするため、マイクロチップを装着する等の所有明示をすること。

8 危害防止

所有者等は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第26条第1項に規定する特定動物その他の大きさ、闘争本能等にかんがみ人に危害を加えるおそれのある動物（以下「人に危害を加えるおそれのある家庭動物等」という。）を飼養及び保管する場合には、次の事項に留意し、逸走の防止等、人身事故の防止に万全を期すこと。

- (1) 飼養施設は、動物が逸走できない構造とすること。
- (2) 飼養施設は、飼養に当たる者が、危険を伴うことなく作業ができる構造とすること。
- (3) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等の逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じ、逸走時の事故の防止に努めること。
- (4) 所有者等は、飼養施設を常時点検し、必要な補修を行うとともに、施設の実施状況や飛来物の堆積状況の確認をするなど逸走の防止のための管理に万全を期すこと。
- (5) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等の逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じ、逸走時の事故の防止に努めること。
- (6) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等が飼養施設から逸走した場合には、速やかに関係機関への通報を行うとともに、近隣の住民に周知し、逸走した動物の捕獲等を行い、家庭動物等による事故の防止のため必要な措置を講じること。
- (7) 所有者等は、特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置として譲渡先又は譲渡先を探すための体制を確保すること。

9 緊急時対策

所有者等は、関係行政機関の指導、地域防災計画等を踏まえて、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、避難先における適正な管理が可能となるための移動用の容器、非常食の用意等、避難に必要な準備を行うよう努めること。非常災害が発生したときは、速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけ同行避難及びその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めること。

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

- 1 猫の所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環

境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。

- 3 猫の所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。
- 4 猫の所有者は、やむを得ず猫を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該猫を譲渡するように努めること。なお、都道府県等に引取りを求めても、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、これが拒否される可能性があることについて十分認識すること。
- 5 猫の所有者は、子猫の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、法第22条の5の規定の趣旨を考慮し、適切な時期に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。
- 6 飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。

猫の適正飼養に関するお問い合わせ先

栃木県動物愛護指導センター
宇都宮市今宮4-7-8
028-684-5458

栃木県保健福祉部生活衛生課
宇都宮市塙田1-1-20
028-623-3110

<平成28年3月策定>

※宇都宮市内における猫の適正飼養についてのお問い合わせ窓口は宇都宮市保健所となります。
(宇都宮市竹林町972 TEL:028-626-1108)